

観光統計において誰が 「tourist」「観光客」とされてきたのか

西 村 幸 子

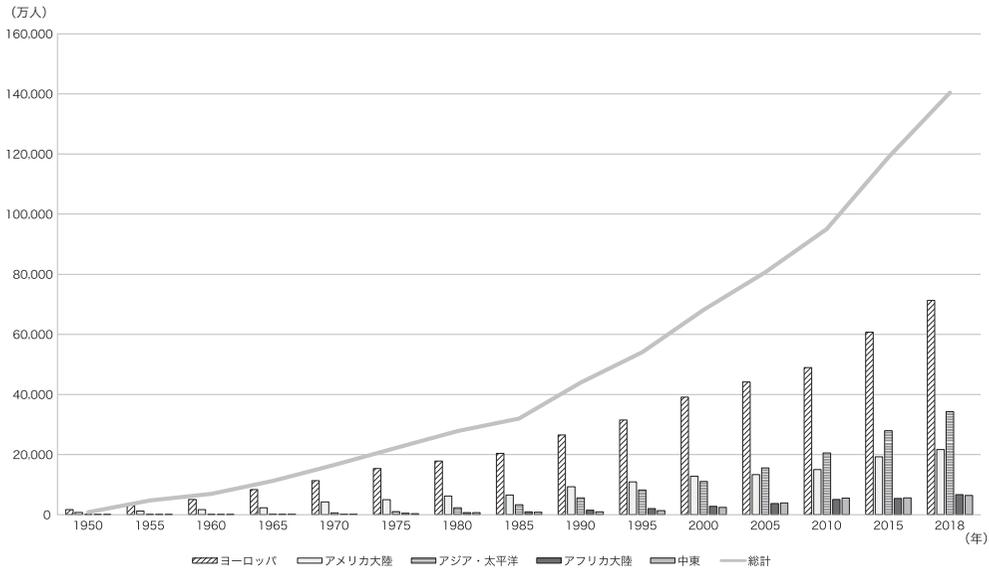
- I はじめに
- II 「tourist」の定義の変遷
 - (1) 最初期の観光研究における定義
 - (2) 国際機関による定義
- III 「観光客」の定義の変遷
 - (1) 日本の国際観光統計における定義
 - (2) 日本の国内観光統計における定義
 - (3) 事例：京都府京都市の観光統計
- IV 結びに代えて

I はじめに

人は有史以来、交易や戦争、宗教上の理由や移住などの必要に差し迫られた理由によって長い距離を移動することはあったが、貴族や富裕層ではない一般大衆が自分の楽しみのために旅行をすることが見られはじめようになったのは、19世紀のヨーロッパにおいてであった。19世紀前半に英国で鉄道の営業運転が開始されたことによって旅客の大量輸送が可能となり、それを利用して1841年にThomas Cookがパッケージ・ツアーを発売したことがその端緒となった。世界で初めて旅行を事業化したCookは、1855年のパリ万博や1869年に開通したスエズ運河を利用したツアーを企画するなどして、英国内のみならず外国へもそれまで経験がない人でも安全で手軽に訪れることを可能にした(Brendon 1991)。それが、現在から100年ほど前の20世紀初頭になると、ヨーロッパ諸国に加えて、北米、そしてアジアでは日本といった、世界の中でいち早く近代化が進んでいた国々においても、いまでは「tourism」¹、日本語では「観光」と呼ば

1 英語の「tourism」という語は、1811年に英国の『Sporting Magazine』に初めて掲載されたとされ、「各地を旅行して回る」という意味で紹介された。「tour」に接尾辞「-ism」が付いた語で、「tour」はギリシャ語 *turnus* あるいはラテン語 *turnum* に由来し、ぐるぐると回転する「ろくろ」のことを指す。つまり、ある地点から出発するが、しばらく各地を巡った後に必ず元の地点に戻ってくるような動きを表現する語であり、行きっぱなしの移民などとは異なる娯楽目的での移動を表す言葉がこの時代に必要となったといえる。また、英語の日常用法で「tourism」と類似に扱われる語として「travel」があるが、これは古代ローマの拷問具三本杭 *tripalium* に由来する語であり、語源が同じフランス語の *travail* には、辛く激しい労働をするという意味がある。したがって「travel」には旅は憂いもので辛いものであるという含意があり、「tourism」という語が登場する前の、主要な交通手段は馬車で道路は悪路であり、

図1 国際観光客到着者数の推移 (1950年 - 2018年)



出所：UNWTO による international tourist arrivals を基に筆者作成

れる現象が見られるようになった。さらに、第二次世界大戦後にこの現象はほぼ一貫してその規模を拡大し続け、産業として大きな存在感を持つに至るようになった。

そのことを示す際によく用いられるデータは、図1のようなものである。ここでは UNWTO (United Nations World Tourism Organization: 国際連合世界観光機関) が発表している 1950 年以降の世界全体および地域別の国際観光客到着者 (international tourist arrivals) の人数の推移を示している。通常、ある産業の規模を示そうとする際には、売上高という供給側から見た金額が用いられることが多いだろう。しかし、観光については、仮に移動に関わる事業 (航空業や鉄道業など) や宿泊業の売上高で産業規模を表そうとすると、果たしてそれはすべて観光によるものなのかという疑問がおそらく呈されるであろう。したがって、このように需要側の人数、すなわち「tourist」または「観光客」とされている人の数を示すことによってその規模が表される場合が多い。

では、このような「tourist」や「観光客」の数値は一体どのようにして計上されているのだろうか。言い換えれば、これはどのような人を「tourist」「観光客」としてカウントして作成されたデータなのだろうか。このことはつまり、「tourist」「観光客」をどのように定義するのかという問題であって、観光統計において最も基本的かつ重要な点であると言える。同一の年における複数の国や地域間での数値の比較、あるいは同一の国における過去と現在の数値の比較のためには、当然、継続的に同一の基準によって測定された数量データを得る必要がある。しかし、「tourist」や「観光客」に関して、も

ㄨ 宿泊施設も未整備であった産業革命以前の旅のことを連想させる。

しも様々な主体がそれぞれ独自の手法によって統計を作成しているとすれば、比較や集計ができず、断片的な情報にしかならない。また、公的な政策や事業者によるマーケティング戦略の立案やその検証に活用するためには、同一の定義に基づいた共通の基準によって作成された統計情報が必要であり、その意味でも定義をどのようなものとしているのかを明確に認識することは、非常に重要な点である。

そこで本稿では、「tourism」、日本語では「観光」と呼ばれる現象を数量的に把握するために、およそ100年前から見られるようになった観光統計において、「tourist」そして「観光客」がいかに定義されてきたかについての歴史的変遷を紐解いてみることにする。そのために、最初期の観光研究の文献における国際観光上の「tourist」の定義を概観したのち、現在のUNWTOにつながる観光に関わる国際機関による定義の変遷を辿る。そして、日本における観光統計の近年の大きな変化について説明した上で、実際にどのように「観光客」の数値が算出されているのかについて、日本の中では比較的早い時期から観光政策に取り組んできた京都府京都市における具体例を見ることにする。

II 「tourist」の定義の変遷

(1) 最初期の観光研究における定義

観光研究の嚆矢は19世紀末のヨーロッパに見られる。早崎(2002)によると、1890年代にはすでにスイスのGuyerやイタリアのBodioらによって観光統計に関する論文が発表されている。しかし、観光研究が本格化してくるのは、第一次世界大戦(1914年-1918年)の終結後である。その背景としては、大戦でヨーロッパ戦線に従軍した多数の米国兵が休暇や戦傷療養を地中海の保養所で過ごすことでその魅力を発見し、米国の中産階級によるヨーロッパ観光旅行ブームが起きたことが挙げられる。19世紀には大量の移民がヨーロッパからアメリカ大陸に移住したが、同時期にはそれら移民の里帰りも盛んに行われた。また、1903年のシベリア鉄道の全通や1913年のパナマ運河の開通などとともに、客船の大型化と高速化といった移動手段の技術革新もそうした国際的な往来の拡大に寄与したとされる(Gregory 1991)。大戦によって財政が疲弊したヨーロッパ諸国は、復興に必要な莫大な資金を得るために国際観光による外貨獲得に力を入れるようになり、観光立国として広く認知されるようになったオーストリア、フランス、イタリアやスイスといった国々において観光による経済的効果の大きさが認識されて、観光という現象が学術的な研究対象と捉えられるようになっていった(Burkart and Medlik 1974)。したがって、観光に関連する概念や定義に関する検討の歴史は、この時代の文献に遡ることができる。²

2 その当時のヨーロッパにおける研究成果の一部は、日本にも昭和初期に紹介された。1930(昭和5) 〆

1928年にイタリア・ローマ大学教授であった Mariotti は *Lezioni di Economia Turistica* を出版した。そこでは「旅行者の動きの発展に寄与するすべての活動を能動的ツーリスト事業、旅行者の通過地並に滞在地の環境及び状態の要素構成に関する活動を受動的ツーリスト事業」の2つに分類し、観光研究は需要側である「旅行者の行動」と供給側である「通過・滞在における諸事業」の両方について取り扱うものとした。

1930年には、ドイツで Bormann が *Die Lehre vom Fremdenverkehr* を出版した。その中で、ドイツ語の *Fremdenverkehr* を保養、遊覧以外に商用、職業等の目的を含めた旅行であるとした。国際観光局による日本語の訳本から引用すると、「旅行が保養、遊覧、商用、職業等の目的を持つにせよ、或いはその他の理由、例えば特殊の催しや特殊の事情に依るにせよ、およそ定住地から一時的に離れる旅行はすべて観光 (*Fremdenverkehr*) と称し得る。然しここに職業上の交通という中には、勤務先へ定期的に通う交通は含まれていない」とする見解を示した。ここで特徴的なのは、まず、来訪の目的を限定せずに商用をはじめとした様々な目的をも挙げていることである。その上で、移住などとは区別するために滞在期間について「一時的」と明記し、かつ、通勤者のような定期的に通う旅客交通は含めないとしている。ただし、ここでの「一時的」がどの程度の長さの期間であるのかについては示されていない。

また、1933年には、英国・エジンバラ大学教授であった Ogilvie が *The Tourist Movement* を刊行した。そこでは「ツーリストとは、居住地を留守にするのは比較的短期間であること、そしてその離れている期間中に消費する金は、居住地で得たものであり滞在地で稼いだものではない」と規定された。この定義の特徴は、第一に、上記の Bormann の「一時的」と同様に、滞在期間について「比較的短期間」として明確な期間は示していないもののある程度限定していることである。そして第二に、旅行期間中に使用する金銭は旅行先で稼いだものではないとして来訪中の行動の内容を非営利なものとの制約をかけることで、いわゆる出稼ぎ目的での来訪者との区別を図ったことである。

1935年には、ドイツ・ベルリン商科大学で観光事業研究所長を務めた Glücksmann が *Allgemeine Fremdenverkehrskunde* を著した。その中で *Fremdenverkehr* を「一時的滞在地における外来者とその土地の人々との間の諸般の關係の総体」と捉える見方を示した。これは、来訪する人々の行動についてだけでなくその滞在地の地元住民にも着目して、その両者の「諸般の關係の総体」という相互關係と捉える認識を示したところに特徴があり、のちの Smith (1977) の「ホスト・アンド・ゲスト」論に代表される視座の萌芽を見てとることができる。

ㄨ 年に鉄道省に設立された国際観光局が、1934(昭和9)年に Mariotti の *Lezioni di Economia Turistica* を『観光経済学講義』として、1940(昭和15)年に Bormann の *Die Lehre vom Fremdenverkehr* を『観光学概論』として、同年に Glücksmann の *Allgemeine Fremdenverkehrskunde* を『観光事業概論』として、それぞれ日本語に翻訳して出版している。

1942年には、スイスのザンクト・カレン大学の Hunziker とベルン大学の Krapf が *Grundriss der allgemeine Fremdenverkehrslehre* を出版した。そこでは「観光とは、滞在して定住することなく、また収益的行為ではなく、外来者の旅行と滞在から生じる諸関係及び諸現象の総体概念である」と規定された。この定義は、これまでに挙げた Bormann (1930) が導入した「期間」、Ogilvie (1933) が導入した「非営利」、Glücksmann (1935) が導入した「諸般の關係の総体」という要素を網羅したものになっている。

このようにヨーロッパにおける観光研究の最初期に提示された定義は様々であったが、「tourist」とは来訪する場所には「非定住」であり、その滞在は「一時的」であり、その地で金銭を得るわけではない「非営利」の行動であって、来訪する「目的」についてはあまり細かく規定しないという点が共通して見られる。これらは「tourist」の人数を明らかにするという統計目的で用いるには、十分に厳密な定義であるとはいえないものであるが、次節で扱う国際機関による定義をみると、影響を与えていたことがわかる。

(2) 国際機関による定義

では、国際観光統計を取りまとめる存在である国際機関においては、「tourist」はどのように定義されてきたのだろうか。観光統計に関わる公的な国際機関の動きの概略については、表1を参照してほしい。

まず、第一次世界大戦後には、ヨーロッパ域内においてだけでなく客船による大西洋

表1 観光に関する公的な国際組織と観光統計に関連する出来事に関する年表

年	出来事
1934	公式観光客啓発機関国際連盟 (International Union of Official Tourist Propaganda Organizations: IUOTPO) の設立
1937	国際連盟 (the League of Nations) が統計目的での「international tourist」の定義の作成を勧告
1946	第1回観光国家機関国際会議 (the First International Congress of National Tourism Bodies) がイギリスのロンドンで開催され、IUOTPO に変わる新たな国際的な非政府組織を設立することを決定
1947	公的旅行機関国際連盟 (the International Union of Official Travel Organisations: IUOTO) の第1回設立総会がオランダのハーグで開催
1948	IUOTO が国連諮問資格を取得
1963	IUOTO の主導で、観光と国際旅行に関する国連会議 (the United Nations Conference on Tourism and International Travel) がイタリアのローマで開催され、「visitor」および「tourist」の定義を採択
1968	国連統計委員会が visitor, tourist, excursionist の定義を承認
1975	IUOTO を改組し、世界観光機関 (World Tourism Organization: WTO) 第1回総会がスペインのマドリッドで開催
1991	旅行・観光統計に関する国際会議 (the International Conference on Travel and Tourism Statistics) がカナダのオタワで開催され、観光産業における統計のニーズを明確にした決議を採択
1993	国連統計委員会がオタワ勧告を承認 (1994年に「観光統計に関する勧告 (Recommendations on Tourism Statistics)」として出版)
2003	WTO が国連の専門機関となり、UNWTO と呼称されるように
2008	国連による「観光統計に関する国際勧告 (International Recommendations for Tourism Statistics)」

出所：一般財団法人アジア太平洋観光交流センターウェブサイト (<https://aptec.or.jp/about/history/>)、UNWTO ウェブサイト (<https://www.unwto.org/history>) を基に筆者作成

の横断や世界各地へのクルーズなどによる国際的な旅客の往来もそれ以前に比べて盛んになった。こうした現象を背景に、当時の国際連盟は国境を越えて旅行する者の動向を把握するために旅行者の区分を定義する試みに取りかかった。1937年に国際連盟統計専門家委員会は、「foreign tourist」を「通常居住している国以外を少なくとも24時間以上のあいだ訪れる者」と定義するという勧告を行った。滞在期間の下限を24時間以上と設定することによって、通勤や通学等の目的のために国境を越えるが24時間未満で居住地に戻るような人々を除いた。このように、第二次世界大戦以前にも国際的な往来を数値として把握するために国際機関による定義の試みはあったが、実際にそうした数値データを収集する際の主な情報源は特定のルートの交通機関で運ばれた旅客数や一部の大規模宿泊施設に滞在する宿泊者数に限定されていたため、全体を網羅的に把握するというものにはなっていなかった (Burkart and Medlik 1974)。

第二次世界大戦後、国際機関における定義に関して大きな動きが見られたのは、1963年に国際連合によってイタリアのローマで開催された The United Nations Conference on International Travel and Tourism においてであった。この会議では、当時の観光に関する国際的な機関であった公的旅行機関国際連盟 (International Union of Official Travel Organisation: IUOTO) による提案にしたがって次の定義が勧告された (Leiper 1979, 27-28)。

統計目的では、visitor という用語は、通常の居住地がある国以外を訪れる者で、訪問する国で報酬を得る仕事に就くことがない者を指す。これには以下の者が含まれる：

tourists, つまり訪問する国での滞在時間が少なくとも24時間以上で、その旅行目的が (a) レジャー (レクリエーション, 休暇, 健康, 勉学, 宗教, スポーツ) である者, および, (b) ビジネス, 家族, 伝道, 会議である者

excursionists, つまり訪問国での滞在が24時間未満の一時的な visitor (クルーズ船による旅行者を含む)

つまり、「tourists」(観光客)の定義を規定するのみならず、「visitor」(訪問客)という新しい用語の使用が提案され、それが24時間以上滞在する「tourists」(観光客)と滞在時間が24時間未満の「excursionist」(行楽客)の両方を包含するものとされた。そして、訪問する国で報酬を得ないこと、すなわち「非営利」であることは示されているが、旅行目的として多様なものが挙げられているために実質的には目的による区分はな

されていないといえる。この勧告は、国連統計委員会で1968年に承認された。

その後、IUOTOが改組されて設立された世界観光機関（World Tourism Organization: WTO）が1991年にカナダのオタワで開催した観光統計に関する会議において、観光に関連する諸々の概念や定義、分類に関してより一層詳細な規定が勧告された。そこでは、1963年の定義と同様に「visitor」（訪問客）に「tourists」（観光客）と「excursionist」（行楽客）が含まれるとし、「visitor」（訪問客）を次のように定義した。

観光統計の目的では、visitor という用語は、12ヶ月以内のあいだ日常生活圏（usual environment）外の場所へ旅行する者で、訪問地で報酬を得る活動以外をその旅行の主な目的とする者を指す。

ここで新しく導入されたのは、「日常生活圏」（usual environment）という考え方であった。これには、通常居住している地域内での移動や職場との間の定期的な移動、その他の習慣的に行われる日常の買い物のような地域内での移動を除外するという意図があった。しかし、すべての国々での状況に適切に反映して「日常生活圏」の地理的な範囲を区切るような標準的な定義を考案することは困難であるため、居住地からの物理的な移動距離の上限などは設定されなかった。

また、この1991年のオタワ会議では観光統計体系（System of Tourism Statistics: STS）の整備が志向され、その2年後にガイドラインである Recommendations on Tourism Statistics（REC 93）が刊行される運びになった。

さらにその後、UNWTOだけでなく、世界貿易機関（WTO）や国際通貨基金（IMF）、経済協力開発機構（OECD）、欧州委員会で統計を担当するEurostatや国際労働機関（ILO）などが協調して、REC 93に代わるSTSの再整備が行われ、2008年にその成果として新たな勧告書 International Recommendations for Tourism Statistics 2008（IRTS 2008）、並びに、Tourism Satellite Account: Recommended Methodological Framework 2008（TSA: RMF 2008）が作成された。これらは国連統計委員会における採択を経て、現在の国際観光統計基準として各国に対して遵守するように求められているものである。

IRTS 2008では、次のように示されている。

Visitor とは、訪問先の国や場所での雇用を除いたあらゆる主要な目的（ビジネス、レジャーやその他の個人的な目的）のために、1年未満の間、日常生活圏外へ行く traveller のことである。（IRTS 2008, 2.9）

Visitor（国内、インバウンドあるいはアウトバウンド）は、宿泊を伴う場合には

tourist (あるいは overnight visitor), あるいはそうでない場合は same-day visitor (あるいは excursionist) と分類される。(IRTS 2008, 2.13)

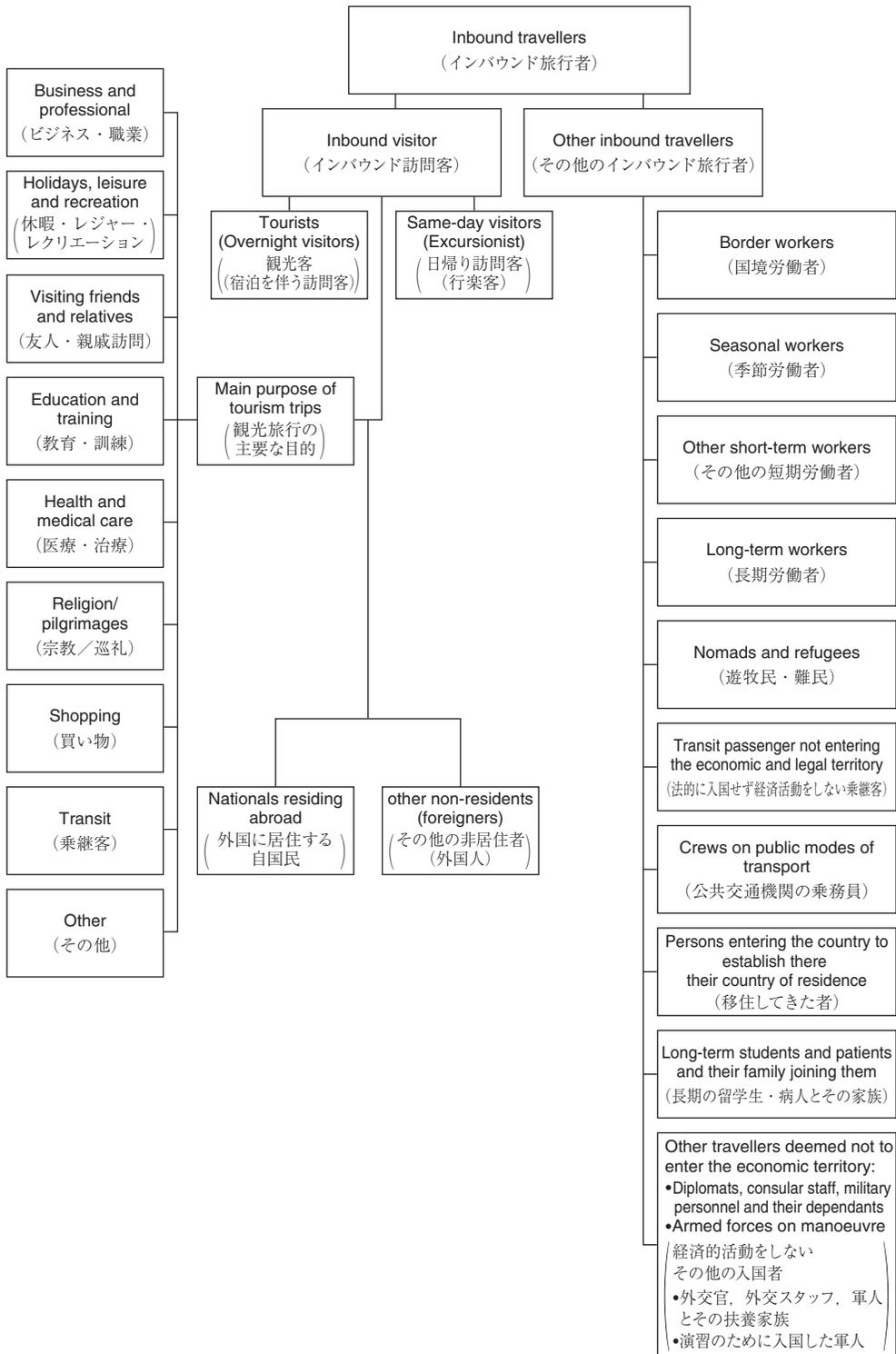
これらによって示される tourist とは、少なくとも以下の3点を包含している。第一に、空間的な移動の範囲について、日常生活圏外へ移動するが居住地に戻ることである。第二に、その期間について、1泊以上12ヶ月以内であるとし、訪問先に定住しないことである。第三に、目的について、ビジネス目的は含まれるが、訪問先では興行や出稼ぎのような形でも雇用されることない非営利の活動であることである。

IRTS 2008では、その他にも関連する用語の定義や分類が細かく定められた(図2)。

こうした現在の UNWTO が採用している tourist の定義に至るまでの流れを見てみると、その最も大きな特徴であり、かつ、一般にイメージされる tourist との違いとなっているのは、訪問する国において金銭的な報酬を得ない限りにおいては、様々な目的のためにその国を訪問する人々を区別せずに同様に扱うことにしているところである。つまり、ビジネス出張や研修を目的とする来訪者や、友人や親戚を訪問するための来訪者を、レジャーや娯楽目的の来訪者とは区別せずに tourist として一括して扱うことになっている。実際には、同じ地域から出発して同じ交通機関を利用して同じ場所を訪れるという外形的には全く同じ行動をしている場合でも、ある人は「tourism」という行動をしていると認識している一方で、別の人は「tourism」ではなくビジネスのための行動をしていると認識している場合があるだろう。したがって、仮に目的によって「tourist」であるかどうかの分類をしようとする、本質的には本人に尋ねることではか明らかにならないはずであり、かつ、本人の主観による判断に頼らざるを得ないはずである。とはいえ、これを統計目的で用いる定義やその測定の基準に反映させようとすることは、実務上、非常に困難な作業となる。それ故、UNWTO の定義では、ある国を訪問し交通機関や宿泊施設等を利用する者の数を把握することがまず重要であり、そうした人々がどのような目的で来訪したどのような者であるかについては把握できなくても構わないという考え方に立って、統計目的においてはこれらを細かく分類しない定義を採用している。

しかし一方で、このような UNWTO の定義は広すぎるということは長年指摘されており、例えば Leiper (1979) は、「tourist」の統計目的での定義 (definition) と研究上の概念 (concept) とを区別して提示することが望ましいと主張している。

図2 IRTS 2008 におけるインバウンド旅行者の分類



出所：UNWTO（2008）

Ⅲ 「観光客」の定義の変遷

(1) 日本の国際観光統計における定義

では、日本の国際観光統計においては、「観光客」の定義はどのように扱われてきたのであろうか。

まずは明治期からの国際観光をめぐる動きについて述べる。開国と明治維新を経て急速な近代化を進めた日本では、1872（明治5）年に横浜－新橋間の鉄道が開通して以来、各地への鉄道網が拡充するにつれて外国人による地方への観光が次第に活発化して、日光・箱根・軽井沢・雲仙などがいわゆるリゾート地として外国人に対して開かれていった。明治政府は、洋式ホテルの整備や通訳ガイドの取り締まり等の方策を講じる一方で、外国人観光客の誘致と接遇を目的として渋沢栄一や益田孝といった民間の企業家が中心となって1893（明治26）年に設立された民間団体である喜賓会（Welcome Society）を支援した。のちにこの喜賓会の役割は、1912（明治45）年にこの当時の鉄道管轄官庁であった鉄道院を中心としてホテルや汽船会社などの外客誘致に関わる企業を会員とする半官半民団体として設立されたジャパン・ツーリスト・ビューローへと移行した（野瀬・古谷・太田2009）。現在の日本政府観光局と株式会社JTBの前身にあたるこの組織が、1913（大正2）年から1943（昭和18）年まで機関紙として発行していた『ツーリスト』において明治末期からの各年の「渡来外客数」が掲載されている。筆者が確認することができた最も古いものは、1908（明治41）年の19,328人であった。島国である日本ではこの当時に国際航路の客船が寄港できた地点での調査で事足りるために比較的容易であったとも考えられるが、Ⅱ章で述べたヨーロッパ諸国の多くにおける国際観光統計への取組みと比べても、これは世界でも相当早い試みであったといえよう。ただし、戦前においては、「観光客」という呼称を用いた国際観光統計は確認できない。

そして、第二次世界大戦後の日本の最も古い国際観光関連の統計は、当時の運輸省観光部がまとめた1947（昭和22）年から1949（昭和24）年についての「昭和22, 23, 24年入国外客統計年報」と思われる。そこに1947（昭和22）年の記録として、「一時上陸客の入国は12月より開始」され、その人数が67人であり、「何れもA.P.L汽船による観光客である」という記述がある。他方、同年8月から入国が開始された商用客は482人という記述があり、ここでは双方は明確に分けて記載されている（内閣官房内閣参事官室 1950）。

1950（昭和25）年からは、法務省による出入国管理統計が発表されるようになり、さらに1955（昭和30）年からは法務省資料に基づいて当時の運輸省観光局が「来訪外

客数」を集計・発表するようになった。また、1963（昭和38）年に制定された観光基本法に基づいて翌年から毎年「観光白書」発行されるようになったが、その昭和40年版には1955（昭和30）年以降の「観光客」の数値が明示されている（総理府 1965）。この「観光客」とは、「来訪外客」（観光客，商用その他客，一時上陸客の総計）のなかで観光を目的とした来訪客のこととされていて、その数は1955（昭和30）年に245,000人であったのが、1963（昭和38）年には1,582,000人へと増加していることが示されている。

「観光白書」における「来訪外客数」の表記は時代とともに移り変わっており、昭和56年版（総理府 1981）からは「訪日外国人数」へ、さらに平成13年版（国土交通省2001）からは「訪日外国人旅行者数」へと変更になっている。それらはいずれも、国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者数から日本を主な居住国とする永住者等の外国人を除いて、外国人一時上陸客等を加えた人数を示している。つまり、そこには観光以外にも商用など様々な目的で入国した人数も含まれている。したがって、いわゆる「爆買いする中国人観光客」というようなイメージでマスメディア等において2010年代の「インバウンド」と呼ばれる人々の急増について報道される際には、「訪日外国人旅行者数」の増加を取り上げて述べられることが多いと思われるが、実際には「観光白書」には当初から継続して「来訪外客数」，「訪日外国人数」または「訪日外国人旅行者数」の内訳として観光目的での来訪人数も掲載されているので、この場合にはその人数を紹介するほうが厳密には正確となるだろう。それともⅡ章で見たようなUNWTOの方針に倣って、来訪目的による区別をせずに数値を扱うという方針であれば、「観光白書」の国際観光統計において観光目的の人数の掲載はもはや必要ないのかもしれない。

（2）日本の国内観光統計における定義

一方、日本の国内観光統計において「観光客」はどのように定義されてきたのだろうか。先にも触れたように、日本では1963（昭和38）年に観光基本法が制定されたが、実はここでは「観光」や「観光客」の定義に関する記述は存在しない。加えて、観光基本法を改正して2006（平成18）年に制定された観光立国推進基本法においても、それらの定義は示されていない。日本で公的に「観光」が定義されてきたのは、観光基本法の制定と同年の1963（昭和39）年に総理府に設置された観光政策審議会の答申においてであった。1969（昭和44）年の答申では、「観光とは、自己の自由時間（＝余暇）の中で、鑑賞，知識，体験，活動，休養，参加，精神の鼓舞等，生活の変化を求める人間の基本的欲求を充足させるための行為（＝レクリエーション）のうち，日常生活圏を離れて異なった自然，文化等の環境のもとで行おうとする一連の行動をいう」と規定された。また、1995（平成7）年の観光政策審議会答申第39号では、「余暇時間の中で、日

常生活圏を離れて行う様々な活動であって、触れ合い、学び、遊ぶということを目的とするもの」という定義が示された。これらの定義は、目的や行為の内容によって「観光」を定義しようとするものであるが、「観光客」を数値として把握するという見地からは実用的であるとは言えないものである。さらに、2000（平成12）年に出された「21世紀初頭における観光振興方策について」（答申第45号）においては、「いわゆる『観光』の定義については、単なる余暇活動の一環としてのみ捉えられるものではなく、より広く捉えるべきである」として、定義することそのものを避けるようになった。³

では、現代の日本の国内観光統計においては、「観光客」はどのように規定されているのだろうか。2005（平成17）年に国土交通省は「観光統計の整備に関する検討懇談会」を設置し、観光統計の整備に向けての本格的な取り組みを始めた。そこで取りまとめられた「我が国の観光統計の整備に関する調査報告書」では、日本の観光統計は「官民の関係主体が様々な目的で調査を行っていることや包括的な統計がないこと、断片的で統一的な基準がないこと、さらに比較が不可能であること」が指摘された。さらに、観光基本法を全面改定して翌2006（平成18）年に制定された観光立国推進基本法の第25条においては、「国は、観光立国の実現に関する施策の策定及び実施に資するため、観光旅行に係る消費の状況に関する統計、観光旅行者の宿泊の状況に関する統計その他の観光に関する統計の整備に必要な施策を講ずるものとする」と定められた。このように法的な根拠が示されたことで観光統計の整備が積極的に推進されるようになり、2009（平成21）年に観光庁が「観光入込客統計に関する共通基準」を策定するに至った。ここでは「観光とは、余暇、ビジネス、その他の目的のため、日常生活圏を離れ、継続して1年を超えない期間の旅行をし、また滞在する人々の諸活動」と規定されるとともに、「観光入込客とは、訪問地での滞在が報酬を得ることを目的にしない者」と定められた。⁴これは来訪する目的や行為の内容によって区別をしないというUNWTOの方針

3 観光政策審議会は、政府の省庁再編と審議会の原則廃止に伴って、2001年に廃止された。

4 統計目的でもっとも厳密に「観光客」の範囲を規定しているのは、観光産業が及ぼす経済効果や雇用効果などを推計するために作成される「旅行・観光サテライトアカウント（Tourism Satellite Account: TSA）においてである。日本では、Ⅱ章（2）で触れたTSA: RMF 2008に基づいて、観光庁が国民経済計算（System of National Accounts: SNA）を用いたTSAの作成と公表を2009年から行っており、TSAを基礎資料とした産業連関分析を行うことで観光による経済効果を示すことを目指している。一般に、SNAでは居住性によって国内外を分け、その居住性は滞在期間によって規定されており、日本のSNAでは2年以上外国に滞在する日本人を非居住者、6か月以上日本に滞在する外国人を居住者とみなすことになっている。TSA: RMF 2008では、tourismとは日常生活圏（usual environment）外へのtravelで滞在期間1年以内、雇用以外の目的のものとされており、「日常生活圏」の範囲については各国がその地理的状況などに応じて客観的基準として「距離」「時間」「頻度」といった条件を設定することとなっており、日本では所要時間（移動時間と滞在時間の合計）が8時間以上、または片道の移動距離が80km以上を日常生活圏外とし、宿泊を伴う場合はすべて日常生活圏外としている。雇用目的の旅行として交通機関への乗務、通勤、通学、季節雇用は除外する一方で、講義、芸能、労働を伴う留学等については除外しないことになっているが、外国人については雇用目的の旅行者を分離することが難しいため除外しないことになっている（国土交通省観光庁 2021）。

を踏襲したものであり、その後はこの共通基準に基づいた国内観光に関する統計の整備が継続されている。2012（平成24）年に策定された観光立国推進基本計画では、「観光に関する統計の整備」として、「経済センサスと連動した『観光地域経済調査の実施』」、「『観光入込客統計に関する共通基準』の全都道府県での導入」、「多様化する宿泊形態の把握」、「観光統計の利活用の推進」の4点が挙げられた。

こうして示されるようになった公的な国内観光統計のうち、観光客数を把握するためのものとしては、「宿泊旅行統計調査」と「共通基準による観光入込客統計」がある。その内容をみると、「宿泊旅行統計調査」は、宿泊旅行の実態を全国規模で把握するために観光庁によって実施され、都道府県別の延べ・実宿泊者数、外国人延べ・実宿泊者数、定員・客室稼働率等が調査事項となっている。一方、「共通基準による観光入込客統計」は、観光庁が作った基準に基づいて各都道府県が実施し、都道府県別の延べ・実観光入込客数、外国人実観光入込客数、観光消費額単価、観光消費額等を明らかにする調査である。これ以前に各都道府県が公表していた観光統計では、それぞれ独自の基準で調査・集計を行われていたために各都道府県間でのデータを比較したり合算したりすることができなかったが、これらの統計においては設定された基準に沿って調査が行われることにより、各都道府県間でのデータの比較が可能になってきている。

「共通基準による観光入込客統計」の調査方法をさらに具体的に示すと、観光地点における訪問者数を取りまとめる「観光地点等入込客数調査」と訪問者に対して訪問地点数や消費額等について聞き取り調査を行う「観光地点パラメータ調査」の2種類が行われている。観光地点とは、各都道府県が選定した「観光・ビジネスの目的を問わず、観光客を集客する力のある施設又はツーリズム等の観光活動の拠点となる地点」であり、この観光地点への訪問者数を「観光地点等入込客数」としている。つまり、観光地点には例えばコンベンションセンター等のビジネス目的の施設も含まれることになる。これはⅡ章（2）で見たように現在のUNWTOによる観光客の定義にはビジネス目的の場合も含まれることと整合性がある。そして、各地点における「観光地点等入込客数」の延べ人数をパラメータ調査によって得られた「平均訪問地点数」で割り戻すことでそのエリア全体の「観光入込客数」の実人数を算出するという手順を踏むことになっている。

こうした日本国内の観光統計の作成において実務上の課題となるのは、いかにして各観光地点においてできるだけ実際に即した精度の高い数値を得るかということである。つまり、それが有料施設の場合には販売されたチケット数などから入込客数は比較的容易に把握できるが、そうでない場合には駐車場利用台数に基づいて推計を行うなど各観光地点によって様々な方法が用いられることになるが、例えば無料で利用できる公園のように出入口が複数箇所存在したり不明確であったりする場合は、正確な人数の把握が困難となる場合がある。そうすると、結局はエリア全体の「観光客入込客数」の算出の

精度に影響してくることになる。

このような状況を克服して可能な限り正確な観光客の動向把握をするために近年活用されるようになってきているのが、いわゆるビッグデータである。従来の観光統計においては、様々な交通手段における交通量調査、宿泊施設の宿泊台帳、あるいは観光客に対する質問紙調査といった方法によって観光客の動きを大まかに把握することしかできなかったが、観光客自身が観光地で観光行動を行いながらスマートフォンや携帯電話などによってインターネットにアクセスすることが一般的になってきたことによって、その位置情報を活用してより詳細な時間的・地理的分布に関するリアルタイムのデータを得ることが技術的には可能になった。個人情報取り扱いの管理方法などまだ乗り越えなければならぬ障壁はあるが、2021（令和3）年度には国土交通省が採択した複数の実証実験事業が行われるなど、現在は観光統計における実用化に向けて検討が進んでいる段階である（国土交通省 2022）。

(3) 事例：京都府京都市の観光統計

では実際に、日本の地方公共団体はどのようにして国内観光統計を作成し、そのなかでどのように「観光客」を規定しているのだろうか。ここでは、国内有数の観光都市である京都府京都市の事例で見ていくことにする。

京都市が市の政策として観光に取り組み始めたのは地方の行政組織としては全国的に見て非常に早く、1930（昭和5）年に観光課を設置している。第二次世界大戦後も、1947（昭和22）年3月に市長公室に観光課を設置し、同年12月には文化局観光課として独立、さらに翌1948（昭和23）年11月には観光局に昇格させている（京都市観光局1958）。また、1950（昭和25）年10月には「京都国際文化観光都市建設法」を制定し、5ヵ年計画によって観光開発を推進することにもなった。このように着々と観光政策を推進していく一方で、1952（昭和27）年に当時の京都市観光産業局が発行した『統計よりみたる観光京都』には、次のとおり観光統計に関する強い問題意識の記述が見られる。

観光の統計的考察ということが、観光施策の樹立の上にどれほど重要であり且有効であるかは論を俟たないところである。従って完全な観光統計の作成は常に各方面から強く求められるところであるが、その本質が極めて多方面に関連をもつ関係上、全般に亘る分析は誠に困難である。（はしがき）

一体どのくらいの観光客が京都へきて、およそどれほどの金を使っているだろうか。この数字がはっきりせぬことには観光事業を運営する目安が立たず、設備の内

容を改善したり、宣伝の方法を工夫したりするねらいどころが決まらず、観光客の受け入れ態勢も恒久的な観光計画も立てようがない。あいまいな数字の上に立てられた計画は結局砂上楼阁に過ぎない。（p.1）

京都へきた観光客の数を知ろうとすれば、先ず市外から京都に入ってきた人の数と、旅館に泊まった人の数と、名所社寺を観覧した人の数などを集計しなければならないが、国鉄や、私鉄でしないへ降りた人の数の中には、京都市民の頭数も相当混ざっているであろうし、旅館に泊まった客の中には、公用や商用できた人々も多いわけであり、名所社寺の観覧者の中には市民の行楽や市内の学校の生徒児童も少なくないから、この中から京都を訪れた観光客の数を出そうとすればいろいろな推定を加えなければならない。こうして出された数は決して実人数ではなく計算上の概数にすぎない。（p.2）

結局、この時には1951（昭和26）年に国鉄と私鉄を利用して入洛した観光客数の推定値を、大阪鉄道局が実施した質的調査で得た観光客比率である23%を適用することによって352万人と算出したという説明がなされている。この観光客数は、京都市観光局が1958（昭和33）年に発行した『観光京都10年のあゆみ』にも掲載されていて、加えて1948（昭和23）年から1957（昭和32）年までの毎年の観光客数も同様に掲載されているので、京都市では戦後の早い時期からこうした手法を用いた観光客数の推定作業が毎年行われていたことが推測できる⁵。それは、上記に引用したような観光統計の重要性の認識に基づくものであったのだろう。

そして1971（昭和46）年からは、前年に実施した調査の結果をまとめた「京都市観光調査年報」が毎年発行されるようになった。そこでは、交通手段別（国鉄・私鉄、路線バス・貸切バス、乗用車）に入市人数を把握した上で、サンプル調査（直接面接法）によって入市者を分類するという方式が採られ、総入市者数から鉄道の定期券利用客と市内在住者、乗用車の市内登録車両と市域通過車両を除いた上で、用務者（仕事・家事を目的とする）を除いたものを「総観光客」とし、その中に「準観光客」⁶（訪問目的が交際・休養・参拝等）と「観光客」が含まれるとして算出された。つまり、サンプル調査の各回答者自身が認識している目的によって「観光客」の割合が求められて、それが入市人数全体に適用されることによって各分類の数値が推定されることになっていた。

5 戦前の1909（明治42）年から1939（昭和18）年まで毎年発行された「京都市統計書」（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/sogo/toukei/Publish/YearBook/Archives/yearbook.html>）を確認したが、京都市における観光客数は掲載されていない。

6 「準観光客」については、1986（昭和61）年版からは「観劇、スポーツ、休養等を目的としてきた人」へと記載が変化した。

これが、1994（平成6）年の調査結果からは「準観光客」というカテゴリーがなくなって、『観光客』とは入市者のうち、『観劇、スポーツ休養等を含んだ京都観光を目的として来た人』という定義が用いられるようになった（京都市産業観光局 1995）。すなわち、従来は「総観光客」としていた数値を「観光客」とすることに变化した。

このように、途中で「観光客」の範囲を変化させたり定義を変更したりしつつも、調査の方法自体は基本的には変えないままに40年あまり継続して京都市の観光統計を毎年発表してきた「京都市観光調査年報」であったが、2011（平成23）年の調査からは前節で述べた観光庁による「観光入込客統計に関する共通基準」を用いた調査に移行することとなって、調査の方法が一新された。その新たな調査では、名称を「京都観光総合調査」と改めるとともに、「観光客とは、観光目的だけでなく、ビジネス、買い物、イベント、観劇、スポーツ、友人・知人訪問等の目的で入浴した人を指し、市外在住で通勤、通学以外の目的で入浴した人全てを含みます」という新たな定義が示されるようになって、通勤と通学以外の来訪目的による区分はなされていないことが明確になった（京都市産業観光局 2012）。したがって、この「共通基準」を導入した観光調査への移行によって、導入以前と以降とでは京都市の「観光客」の数値を単純に比較することはできなくなった一方で、「共通基準」を用いて調査を実施した他の地方公共団体等との数値の比較や合算が可能になったといえる。

こうして京都府京都市における観光統計の歴史を追ってみると、「観光客」に含まれる人々の範囲の変更や定義そのものの変更、あるいは調査方法の変更によって、同じ地方公共団体が毎年公表している「観光客」の数値であっても、実際のその意味合いは時期によってかなり変化していることが確認できる。

IV 結びに代えて

本稿では、統計目的での「tourist」「観光客」の定義の変遷をおよそ100年前からたどった上で、日本では実際にどのように観光客の数値が算出されているのかについて、近年になって導入された観光庁「共通基準による観光入込客統計」を示すとともに、京都府京都市を事例として具体的に見た。これによって明らかになったのは、観光統計においてこれまで「tourist」や「観光客」とされてきた人々は、時期によってかなり大きく異なっているということである。したがって、時系列でのその数値の変化をそのまま受け入れることには十分に慎重にならなければならない。

他方で、2020年初頭から2年以上続く新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大によって、人々の観光行動は大きな制限や変化を余儀なくされた。そのなかで、テレワーク等を活用して普段の職場や自宅とは異なるリゾート地などに滞在しながら余

暇を楽しみつつ仕事も行うという「ワーケーション」(work と vacation からなる造語)も見られるようになった。ワーケーションは、いわゆる「コロナ禍」という緊急の社会状況の変化に伴って広がったものではあるが、その背景には情報通信技術 (ICT) の進化がもたらした仕事のあり方の変化もあるため、コロナ禍が収束した後も一定の需要が見込まれるだろう (国土交通省観光庁 2022)。ワーケーションは、従来であれば「日常生活圏」外であったはずの滞在先に仕事や日常生活を持ち込むという点において、それまでの単なる長期滞在型観光とは異なる特徴を有している。Ⅱ章 (2) で見たように UNWTO は 1991 年のオタワ会議以降、「tourist」の定義のなかで「日常生活圏」(usual environment) という概念を用いており、Ⅲ章の (2) で見たように日本で 2009 年に策定された「共通基準」においてもこれが踏襲されているが、ワーケーションの登場によって、「tourist」や「観光客」の定義上、これをどう扱うのかという新たな論点を生み出すことになる。さらにその延長線上には、コロナ禍において活発になった、人間の身体の物理的な移動を伴わずに自宅にいながらにして擬似的に遠隔地における観光体験ができるオンライン・ツアーもあるだろう。より長期的には、「メタバース」と呼ばれる三次元のヴァーチャル空間において自身のアバターを用いて観光体験を行うことが一般的になる時代がやってくるかもしれない。今後は、こうした時代の変化に基づく新しい観光形態に対応した「tourist」「観光客」の定義の検討も必要となってくるだろう。

英語圏での観光研究の代表的な概論書として現在までに第 12 版を重ねている *Tourism: Principles, Practices, Philosophies* の著者の 1 人として著名な J. R. Brent Ritchie は、ある研究分野が学問として認められるためには測定基準や方法論の確立が不可欠であり、観光研究においても信頼されるような実証分析の手法が存在しなければ学問分野として発展は困難であろうと、1975 年に発表した論文において指摘している (Ritchie 1975)。それからおよそ半世紀の時間が流れた。観光に類する行動が時代とともに多様化し、従来の観光統計では対象とされてなかった活動が見られるようにもなりつつある今、どのような人を「tourist」「観光客」と定義するのが適切なのかを改めて考えるべき時がきているのではないだろうか。

参考文献

日本語文献

- 荒山雅彦 (監修) 日本交通公社旅の図書館 (総監修) (2017) 『ジャパン・ツーリスト・ビューロー ツーリスト 第 I 期大正篇』ゆまに書房
- 荒山雅彦 (監修) 日本交通公社旅の図書館 (総監修) (2019) 『ジャパン・ツーリスト・ビューロー ツーリスト 第 II 期昭和篇』ゆまに書房
- 早崎正城 (2002) 「観光学における史的考察」『長崎国際大学論叢』2, 111-118
- 観光政策審議会 (1969) 「国民生活における観光の本質とその将来像」
- 観光政策審議会 (1995) 「今後の観光政策の基本的な方向について」(答申第 39 号)

- 観光政策審議会 (2000) 「21世紀初頭における観光振興方策について」(答申第43号)
- 国土交通省 (編) (2001) 「平成13年版 観光白書」財務省印刷局
- 国土交通省 (2021) 「位置情報で読み解く交通・観光DX 成果発表会」
<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001466372.pdf> (2022年4月6日アクセス)
- 国土交通省観光庁 (2021) 「旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究 (2019年版)」
<https://www.mlit.go.jp/common/001415552.pdf> (2022年4月6日アクセス)
- 国土交通省観光庁 (2022) 「『新たな旅のスタイル』に関する検討委員会」
https://www.mlit.go.jp/kankochu/category01_000111.html (2022年4月2日アクセス)
- 京都市文化観光局 (1971) 「京都観光調査年報 昭和45年」
- 京都市観光局 (1958) 『観光京都10年のあゆみ』
- 京都市産業観光局 (1952) 『統計よりみたる観光京都』
- 京都市産業観光局 (1995) 「京都観光調査年報 平成6年 (1994年)」
- 京都市産業観光局 (2012) 「京都観光総合調査 平成23年 (2011年)」
- 内閣官房内閣参事官室 (1950) 「昭和22, 23, 24年入国外客統計年報 (運輸省観光部)」
<https://www.digital.archives.go.jp/item/2769487> (2022年4月2日アクセス)
- 野瀬元子・古屋秀樹・太田克敏 (2009) 「戦前における日本の国際観光政策に関する基礎的分析」『土木計画学研究・講演集』40
- 総務省 (編) (1965) 「昭和40年版 観光白書」大蔵省印刷局
- 総務省 (編) (1981) 「昭和56年版 観光白書」大蔵省印刷局

外国語文献

- Bormann, A. (1930) *Die Lehre vom Fremdenverkehr*. (国際観光局訳 (1940) 『観光学概論』)
- Brendon, P. (1991) *Thomas Cook: 150 Years of Popular Tourism*, London: Secker and Warburg. (石井昭夫訳 (1995) 『トマス・クック物語：近代ツーリズムの創始者』中央公論社)
- Burkart, A. J. and Medlik, S. (1974) *Tourism: Past, present, and future*, London: William Heinemann Ltd.
- Glücksmann, R. (1935) *Allgemeine Fremdenverkehrskunde* (国際観光局訳 (1940) 『観光事業概論』)
- Gregory, A. (1991) *The Golden Age of Travel 1880-1939*, New York: Rizzoli International Publication
- Hunziker, W. and Krapf, K. (1942) *Grundriss der allgemeine Fremdenverkehrslehre*
- Leiper, N. (1979) The Framework of Tourism: Towards a definition of tourism, tourist and the tourist industry, *Annals of Tourism Research*, 6(4), 390-407
- Mariotti, A. (1928) *Lezioni di Economia Turistica* (国際観光局訳 (1934) 『観光経済学講義』)
- Ogilvie, F. W. (1933) *The Tourist Movement* (国際観光局訳 (1934) 『ツーリスト移動論』)
- Ritchie, J. R. B. (1975) Some critical aspects of measurement theory and practice in travel research, *Journal of Travel Research*, 14(1), 1-10
- Smith, V. L. (1977) Introduction, in Smith, V. L. (Ed.), *Host and Guests: The anthropology of tourism*, Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 1-14 (「序論」三村浩史監訳 (1991) 『観光・リゾート開発の人類学』勁草書房, 1-24)
- United Nations Statistics Division, Statistical Office of the European Communities, Organisation for Economic Co-operation and Development and World Tourism Organization (2008) *Tourism Satellite Account: Recommended methodological framework*, Madrid: World Tourism Organization
- United Nations World Tourism Organization (UNWTO) (2008) *International Recommendations for Tourism Statistics (IRTS)*, New York: Department of Economics and Social Affairs, Statistics Division